リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部を改正する告示

リサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第八十四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　文部科学大臣　下村　博文

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則の一部を改正する告示

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則（平成二十年文部科学省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第八十五号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）の施行に伴い、及び同令第五条第一項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する告示

独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示（平成二十年文部科学省告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示

本則中「独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令第三条第一項」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第五条第一項」に改め、表平成十九事業年度以前の項中「二十三年」を「二十四年」に改める。

附則中「独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令第三条第一項」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令第五条第一項」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示」に「及び平成二十六事業年度」を「、平成二十六事業年度及び平成二十七事業年度」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第八十六号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定中性子線施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成二十三年文部科学省告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日　文部科学大臣　下村　博文

前文中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

○文部科学省告示第八十七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成二十三年文部科学省告示第九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日　文部科学大臣　下村　博文

前文中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

○文部科学省告示第八十八号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成二十三年文部科学省告示第百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行することとしたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日　文部科学大臣　下村　博文

前文中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

第五の一中「地球シミュレータセンター」を「地球情報基盤センター」に改める。

○文部科学省
厚生労働省告示第一号

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成二十六年文部科学省厚生労働省告示第三号）の施行に伴い、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する告示

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成二十二年文部科学省厚生労働省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第5章第5(1)中「臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）」を「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。